

南池袋二丁目C地区 準備組合ニュース

特別号
2019年8月発行

発行・編集：
南池袋二丁目C地区
市街地再開発準備組合

南池袋二丁目C地区の

施行地区の区域公告

が開始されました

南池袋二丁目C地区は令和元年8月9日、組合設立発起人より豊島区長に対し、施行地区となるべき区域の公告申請※1を行いました。

それを受けて豊島区より、令和元年8月15日、「南池袋二丁目C地区市街地再開発事業」について施行地区となるべき区域の公告※2が開始されました。

区域内に、**未登記の借地権を有する方**は、公告の日から起算して30日以内に豊島区長に対し、借地権の種類及び内容の申告を行う必要があります。



区域公告を行う理由 および 情報提供に関するお願い

■ 区域公告は借地権者の把握のために行います

■ 再開発事業を実施するにあたり、正確な借地権者数を把握する必要があるため、施行地区を広く周知する手続きとして実施いたします。

■ 組合から豊島区に対し情報提供依頼をいたします

■ 区域公告が終了した後、東京都に対し組合設立認可申請を行いますが、その際、組合としても正確な権利者数を把握し、同意率算定等を行う必要があることから、**組合から豊島区に対し、借地権申告に関する情報提供依頼を行います。**あらかじめご了承ください。

なお、その際、提供を受ける情報は、裏面に記載の借地権申告書及び添付書類となります。

※1) 都市再開発法第15条第1項の規定に基づくものです

※2) 都市再開発法第15条第2項の規定により準用する第7条の3第2項の規定に基づくものです

借地権申告の手続きについて

借地権申告は施行区域内に「**未登記の借地権を有する方**」のみ、必要な手続きであり、それ以外の方はこの期間に必要な手続き等はありません。
また、該当する方で既に事務局宛てに借地権申告書をご提出いただいた方は、改めて区に提出する必要はありません。

提出書類について

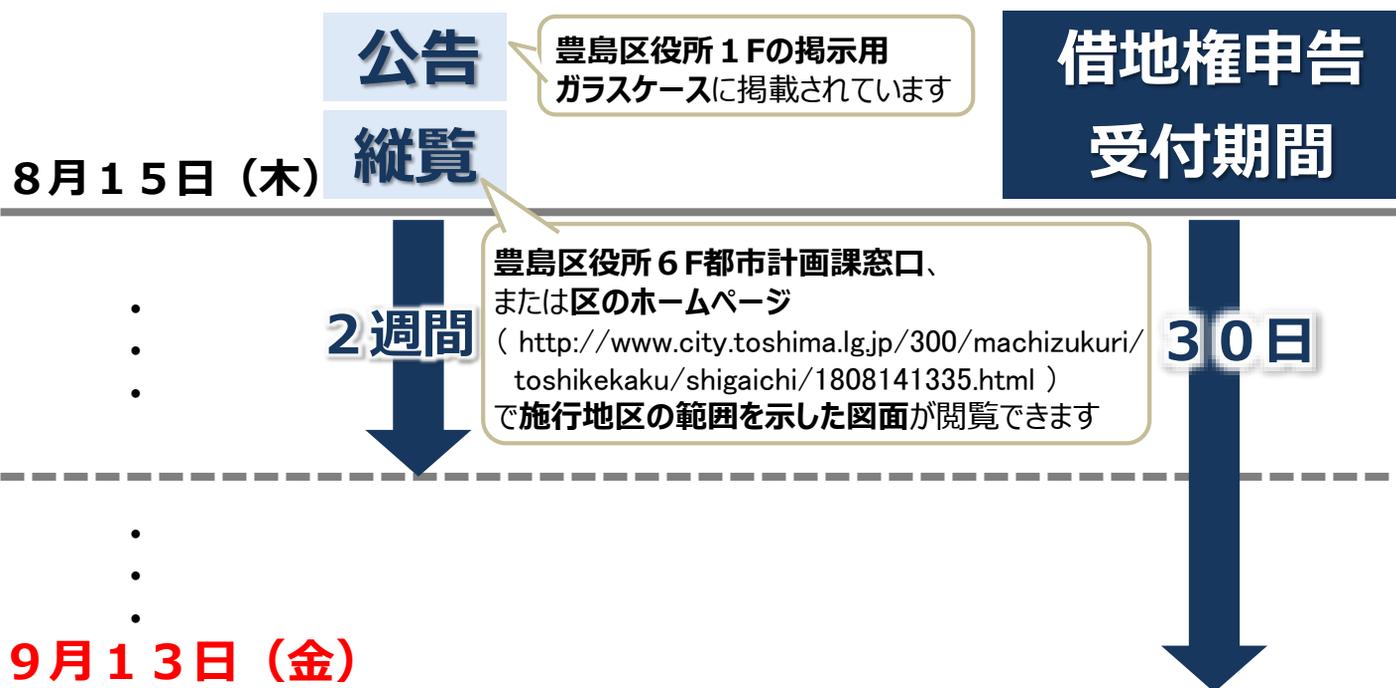
1. 借地権申告書

書式については、豊島区都市計画課窓口および事務局にて配布する他、区のホームページからダウンロードすることも可能です

2. 添付図書

- 借地権申告書に署名した者の印を証する**印鑑証明**
- 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする**見取図**（方位を記載すること）
- 借地権申告書の土地所有者の連署がない場合は、**契約書・領収書等の借地権を証する書類**

区域公告の期間、縦覧場所について



申告書の作成については事務局でもお手伝いいたしますので、お問合せください。

～ 本ニュース・活動に関するご質問・ご意見等ございましたら下記までお問合せください ～

[南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合事務局]

事務所TEL : 03-5396-7730 / mail : minamiike-c@tokyo.email.ne.jp